

相続ニュース

Vol.0078

2015年8月3日(月)

担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続人以外に財産を 残したい！（遺贈等）

はじめに

相続人とは、民法に定められて、まず、配偶者と子供になります。子供がいない場合は、父母というように相続人には順位があります。順位はありますが、全て親族になります。

売買（生前）

生前に売買すれば財産を移すことができます。生前に当事者間の合意が必要で、有償になります。贈与との違いは、無償か有償という点です。

死因贈与（生前）

死因贈与とは、贈与の一種で、贈与する者と受ける者が生前に合意し、贈与者の死亡によってその効力が生じ贈与するというものです。必ずしも書面によって行う必要はありませんが、紛争防止のため書面を残した方が良いでしょう。

遺贈（死亡後）

遺贈とは、遺言によって死亡後に相続財産を無償で贈与することです。遺贈は、相続人に対して

も行うことは出来ませんが、実務上は相続人以外の者に遺言で財産を承継させたい場合に用いることが一般的です。

例えば相続権のない孫、内縁の妻、団体などになります。

特定遺贈と包括遺贈

特定遺贈とは、「〇〇の土地を遺贈する」というような特定の財産を示します。一方、括遺贈とは、「全財産の1/2を遺贈する」というように割合を示した遺贈です。

遺贈を受けた者は、その効力発生後その遺贈を放棄することも出来ます。

最後に

遺贈時にお願いしたい条件を付けたい場合や放棄する方法にも要件がありますので、詳細はASKまでご相談ください。